

漁業権の種類	漁業権の番号	漁場の位置	点の位置	漁場区域	漁業の種類、漁獲物の種類、及び漁業の時期	制限条件	関係地区
その一 共同漁業権 第三十一号	共鳥取県岩美郡 田後村沖合	基点甲 鳥取県岩美郡大岩村大字大谷字西山と同郡福部村大字細川と同郡福部村大字戸上の境界点(岩美郡駒山頂上)	イ 甲より十九度三十分六千 四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分六万九千メートルの処	イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域	漁業の種類、漁獲物の種類、及び漁業の時期 漁業の種類、漁獲物の種類、及び漁業の時期 三月一日から三月三十一日まで	一、つげ木は標識を付けなければならない 二、各つげ木の距離は五百メートル以上との	岩美郡 田後村
その二 第三十二号	〃	基点甲 〃	イ 甲より三百五十一度五千 メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分六万九千メートルの処	〃	〃	〃	〃
その三 第三十三号	鳥取県岩美郡 網代村沖合	基点甲 〃	イ 甲より三百三十二度五千 メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分六万九千五百メートルの処	〃	〃	〃	鳥取県 岩美郡 網代村

その四 第三十四号	〃	基点甲 〃	イ 甲より三百二十六度三十分五 千六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分六万九千五百メートルの処	〃	〃	〃	〃
その五 第三十五号	〃	基点甲 〃	イ 甲より三百四度六千四百 メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分六万九千五百メートルの処	〃	〃	〃	〃
その六 第三十六号	〃	基点甲 鳥取市賀露町千七百 五十八番地(鳥ヶ島燈台)	イ 甲より十九度六千三百メ ートルの処 ロ イより三百四十八度四十分六万九千メートルの処	〃	〃	〃	〃

その七	第三十七号	〃	基点甲 〃 イ 甲より六度五千六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万九千メートルの処	〃	〃	〃	〃
その八	第三十八号	〃	基点甲 〃 イ 甲より三百五十度五千四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万九千メートルの処	〃	〃	〃	〃
その九	第三十九号	鳥取県高気郡 酒津村沖合	基点甲 〃 イ 甲より三百三十一度三十分五分六千六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万八千メートルの処	〃	〃	〃	鳥取県高気郡酒津村

その十	第四十号	〃	基点甲 〃 イ 甲より三百十八度六千三百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万八千メートルの処	〃	〃	〃	〃
その十一	第四十一号	〃	基点甲 〃 イ 甲より三百八度四十五分七千四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万八千メートルの処	〃	〃	〃	〃
その十二	第四十二号	〃	基点甲 〃 イ 甲より三百一度十五分八千八百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分五分六万八千メートルの処	〃	〃	〃	〃

三 その十 〃	四 その十 〃	五 その十 〃
〃 第四十三号	〃 第四十四号	〃 第四十五号
基点甲 鳥取県高郡青谷町 大字青谷寺屋敷五千二百 九十三番ノ一の三角塔 イ 甲より五十度八千六百メ ートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万七千メートルの処	基点甲 〃 イ 甲より四十一度三十分七 千四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万六千メートルの処	基点甲 〃 イ 甲より三十一度十五分六 千三百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万五千五百メートル の処
〃	〃	〃
〃	〃	〃
一、 〃 二、 〃	一、 〃 二、 〃	一、 〃 二、 〃
〃	〃	〃

七 その十 〃	〃 第四十七号	六 その十 〃	〃 第四十六号	鳥取県高郡 濱村町沖合 基点甲 〃 イ 甲より二度三十分五千二 百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万五千メートルの処	基点甲 〃 イ 甲より十六度十五分五千 五百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万五千メートルの処
〃	〃	〃	〃	一、 〃 二、 〃	一、 〃 二、 〃
〃	鳥取県高 気濱村	〃	〃	〃	〃

その十 " 第四十九号	"	基点甲 "	"	"	"	"	"	"
イ 甲より三百十四度四十五分七千三百メートルの処、 ロ イより三百四十八度四十五分六万三千メートルの処								
基点甲 鳥取県東伯郡長瀬村 大字長瀬字高濱千五百三十五番ノ二								
その二 " 第五十号 鳥取県高気郡 青谷町大字青 谷沖合		イ 甲より三十三度四十五分 一万一千メートルの処 ロ イより三百四十八度四十分 五分六万二千五百メートル の処						鳥取県高気郡 青谷町大字青 谷
基点甲 鳥取県東伯郡長瀬村 大字長瀬字高濱千五百三十五番ノ二								
その二 " 第五十一号	"	基点甲 "	"	"	"	"	"	"
イ 甲より二十五度三十分一 万三百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万二千メートルの処								
基点甲 "								

その二 " 第五十二号	"	基点甲 "	"	"	"	"	"	"
イ 甲より十五度十五分九千 六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万一千メートルの処								
基点甲 鳥取県東伯郡長瀬村 大字長瀬字高濱千五百三十五番ノ一								
その二 " 第五十三号 鳥取県東伯郡 泊村沖合		イ 甲より二度三十九分九千 六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分六万メートルの処						鳥取県東伯郡 泊村
基点甲 鳥取県東伯郡由良町 大字由良宿字東濱千四百六十番地(合場跡)								
その二 " 第五十四号	"	基点甲 鳥取県東伯郡由良町 大字由良宿字東濱千四百六十番地(合場跡)						
イ 甲より三十四度十五分一 万一千八百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万九千メートルの処								
基点甲 鳥取県東伯郡由良町 大字由良宿字東濱千四百六十番地(合場跡)								

その二 十五	第五十五号	基点甲 イ 甲より十九度三十分一万 六百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万八千メートルの処	一、 二、	〃
その二 十六	第五十六号	基点甲 イ 甲より二度三十分一万四 百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万七千メートルの処	一、 二、	〃
その二 十七	第五十七号	基点甲 イ 甲より三百四十五度一万 九百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万六千メートルの処	一、 二、	〃

鳥取県公報 号 外 昭和二十七年三月二十日

(第三種郵便物認可) 一〇

その二 十八	第五十八号	基点 イ 甲より三百三十度三十分 一万二千四百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万五千メートルの処	一、 二、	〃
その二 十九	第五十九号 鳥取県東伯郡 赤碕町沖合	基点甲 鳥取県東伯郡下中山 村大字御崎字前濱四百九十 一番 イ 甲より四十四度三十分一 万メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万四千メートルの処	一、 二、	鳥取 東伯 郡赤碕 町
その三 十	第六十号	基点甲 イ 甲より三十四度三十分八 千八百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十 五分五万三千メートルの処	一、 二、	〃

鳥取県公報 号

外 昭和二十七年三月二十日

(第三種郵便物認可)

その三十	第六十一号	基点甲	イ 甲より二十二度七千九百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分五万二千メートルの処	一、 二、	〃
その三十二	第六十二号	基点甲	イ 甲より六度七千五百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分五万一千メートルの処	一、 二、	〃
その三十三	第六十三号	基点甲	イ 甲より三百五十度十分七千七百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分五万五千メートルの処	一、 二、	〃

その三十四	第六十四号	基点	イ 甲より三百三十六度八千五百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分五万メートルの処	一、 二、	〃
その三十五	第六十五号	基点甲	鳥取県西伯郡光徳村大字東坪字下柳谷三百八十七番地 イ 甲より七度一万メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分四万九千メートルの処	一、 二、	〃
その三十六	第六十六号	基点甲	イ 甲より三百五十四度五十分一方二百メートルの処 ロ イより三百四十八度四十五分四万八千メートルの処	一、 二、	〃

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年三月二十日 木曜日
号 外

目次

◇告示 鳥取縣展示林設置規程

告示

◇鳥取県告示第六十六号

鳥取縣展示林設置規程を次のように定める。

昭和二十七年三月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣展示林設置規程

(目的)

第一條 林業經營の模範となるような林分を選定し、こ

(種類)

第二條 展示林の種類は、左の通りとする。

- 一 薪炭林の合理的經營に關するもの
- 二 森林撫育に關するもの
- 三 特用樹、竹栽培に關するもの
- 四 肥料木、飼料木植栽に關するもの
- 五 防災に關するもの
- 六 優良樹苗育成に關する展示苗畑
- 七 その他第一條の目的を達するために必要な展示林

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ當ル)

昭和二十七年三月二十日 号 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

及び展示苗畑

(設置)

第三條 展示林は、設置を希望する者の所有する森林及び畑地のうちから第一條の目的を達成するために適當と認められるものについて知事が設置する。

(面積)

第四條 展示林の森林又は苗畑面積は一反歩以上とする。

(申請書)

第五條 展示林設置を希望する者は、様式第一號又は、第二號の申請書を知事に提出しなければならない。

(施業及び報告)

第六條 展示林の施業については、その所有者は、知事の指示に従わなければならない。但し、左の場合はこの限りでない。

- 一 森林火災の延焼を防止するために緊急必要な伐採
- 二 その他、森林又は、施設を保全するために緊急必要な措置

2 前項の規定により知事の指示に従つて作業を終了したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(施業及び經費)

第七條 展示林に関する左の施業は、知事が派遣する技術吏員の指導のもとに所有者がこれを行いその經費は豫算の範囲内で縣が負擔する。

一 立木竹の伐採

二 林地の手入及び撫育作業

三 種子及び挿木採取又は、植樹、は種、挿木等による造林

四 苗畑諸作業

五 測量地況及び林況調査、標柱設置

六 その他知事が必要と認めた施業

(所有者)

第八條 展示林の所有者は、第六條の場合の外、左に掲げる事項を行わなければならない。

一 展示林の保護及び管理

二 標柱の保全

三 各種被害の報告

四 その他所有者において經營を維持するため當然行うべき一般施業

(公示)

第九條 知事は、展示林を設置したときは、その種類、名稱、位置、面積、所有者、樹種、期間その他必要な事項を公示する。

(比較區)

第十條 展示林には、模範的施業を行う森林又は、苗畑に接續して展示林面積の三分の一度の模範的施業を行わない比較區を設置することができる。

第十一條 展示林の所有者がその土地、立木竹、施設等を處分しようとするときは、様式第三號の申請書を知事に提出しその承認を受けなければならない。

(標柱)

第十二條 展示林は、その位置及び區画を判然としておくとともに、これを表示するために様式第四號の標柱を設置するものとする。

(生産物)

第十三條 展示林からの生産物は、展示林の所有者の所得とする。

(生産に損失を生じた場合)

第十四條 第十條の比較區の設置又は、天災等の被害によりその森林又は、苗畑からの生産に損失を生じた場合は、これに對し縣は補償の責を負わない。

(廢止)

第十五條 展示林の所有者がこの規程に違反したときは知事は、展示林の設置を廢止することができる。

(申請書、報告書等の經由)

第十六條 この規程によつて知事に提出する申請書、報告書等は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則
この規程は、昭和二十七年三月〇〇日から施行する。
様式第一號

何々展示林設置申請書

所在地	市 郡	町 大字	字 番地	別紙位置圖の通り
所有者	市 郡	町 大字	字 番地	何 某
樹種、林令別、面積、本數	樹種	面積	反本數	蓄積石 備 考
地 況	方位	傾斜	土層	土質
森林の歴史、沿革				
交通關係				

右に(何々)展示林を設置されるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所 氏 名
鳥取縣知事 殿

記載注意

- 一、添付圖面
 - (一)位置圖 縮尺五万分の一
 - (二)實測又は見取圖 縮尺六百分の一
 - (三)林相が異るときは林相圖 縮尺六百分の一
- 二、地番が二筆以上にわたるときは左記様式の土地明細書を添付すること。

土地明細書

市郡	町村	大字	字	地番	積反	台帳面實測面積	見込面積	所有者住所氏名
計								

様式第二號

展示苗畑設置申請書

所在地	市 郡	町 大字	字 番地	別紙位置圖の通り
所有者	市 郡	町 大字	字 番地	何 某
養苗樹種別	樹種	は種	据置	床替 挿木
施業面積				
地 況				
苗畑の歴史				
交通關係				

右に展示苗畑を設置されるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所

鳥取縣知事 殿 氏 名

記載注意

様式第一號記載注意に同じ

様式第三號

展示林(土地、立木竹、施設讓渡(何々)承認申請書

展示林の種類	所在地	市 郡	町 大字	字 番地
所有者	住所			氏名
設置年月日				
處分物件				
右數量				
讓渡先	住所			氏名
その他				
理由				

右何々につき承認下されるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所

鳥取縣知事 殿 氏 名

鳥取縣知事 殿

様式第四號

一、道標柱(主要道路入口、分岐点等に建設)

規格 資材はスギ又はマツ材を用い標柱の尖端は四角錐状になす。

形量は四寸角、長七尺、下部二尺は土中に埋没し地上部は白ペンキ塗りとし左の文字を記入のこと。

展示林の位置

(右側)

市 町 村大字 字 番地

(正面) 鳥取縣 展示林入口(又は適當な文字)

(左側) 林業の相談は林業地區技術普及員へ

二、展示林標柱

規格 道標柱に同じ

(右側)

市 町 村大字 字 番地

(正面) 鳥取縣 展示林第何號

(左側) 設置年月日 所有者 住所 氏名

(裏面) 林業の相談は林業地區技術普及員へ
三、境界標柱

規格 資材は道標柱に同じ

但し形量は川寸角長六尺見通しのきく場合は三尺とし左の文字を記入のこと。

(境界内側) 鳥取縣 展示林境界測点第 號
(境界外側) 設立 年 月 日